

岩手県告示第84号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成23年2月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

施術者の氏名	住 所	指定年月日
菊地 雄太	盛岡市本町通一丁目8番22-405号	平成22年12月1日
小原 亮	北上市九年橋二丁目6番4号プリメール205号	〃
三塚 久男	花巻市実相寺33番地12	平成22年12月27日